

平成二十八年五月二十四日提出
質問第二八八号

地域防災計画に災害時のアスベスト飛散防止対策を規定することに関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

地域防災計画に災害時のアスベスト飛散防止対策を規定することに関する質問主意書

熊本地震の被災地である熊本市では、災害時の建物倒壊などによるアスベストの飛散防止対策を地域防災計画で規定していなかったことが発覚し、今後、倒壊した建物の解体や撤去の際に影響が出てくる可能性が指摘されています。

総務省が十六都道府県、二十政令指定都市と三特別区の計三十九地方公共団体について調査したところ、熊本市を含む七地方公共団体で地域防災計画の中にアスベスト飛散防止対策の規定が無いことが判明しました。

一九九五年の阪神大震災以来、大規模災害時にアスベストが飛散したことから、災害時のアスベスト飛散防止対策の必要性が指摘され続けているにも関わらず、地方公共団体の意識がついてきていないことを表す結果になっていると感じます。

政府は、改めて各地方公共団体に地域防災計画でアスベストの飛散対策を規定するよう、徹底するべきだと考えますが、見解を伺います。

右質問する。